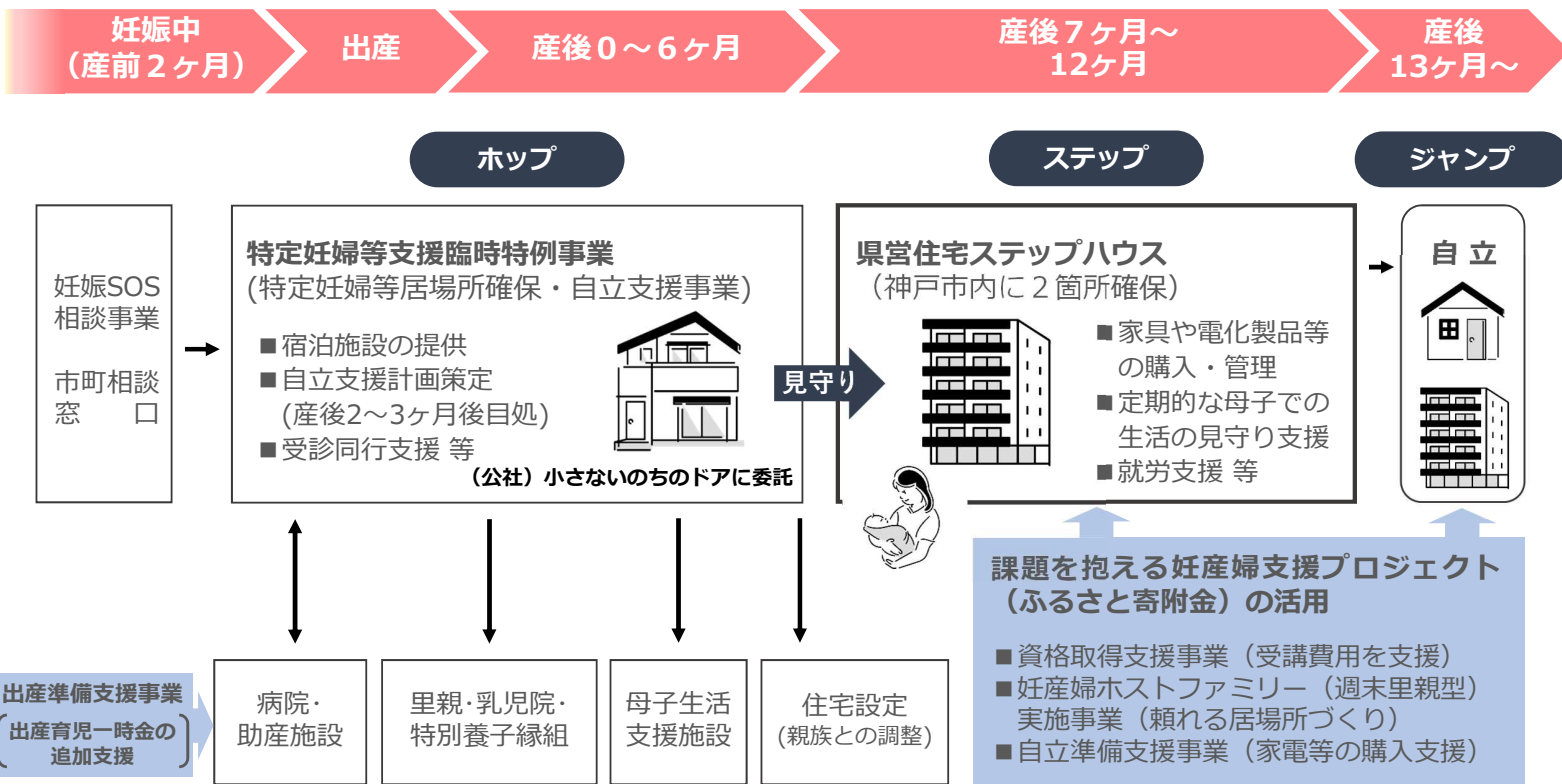


# 課題を抱える妊産婦に関する県営住宅ステップハウスの活用

6月から開始した特定妊婦等支援臨時特例事業の宿泊施設からの自立に向けて、一足飛びに母子の生活に移ることが困難な妊産婦については、県営住宅をステップハウスとして活用し、小さいのちのドアの定期的な見守りや就労支援等により円滑な自立につなげる。



## 県営住宅ステップハウスでの具体的な支援の内容

県が確保した県営住宅を活用し、委託事業者である小さいのちのドアが妊産婦用の部屋を整備し、入居者への必要な支援を行う。

### ① ステップハウス利用県営住宅の確保

項目	内容
確保住宅	2室（神戸市中部（1DK1室）・西部（1DK1室）） ※12月から西部の住宅を利用予定
部屋の整備	小さいのちのドアが必要な家具や電化製品等の購入及び管理 （主な子育て用品：電動ハイローチェア、ベビー布団、離乳食用食器、リサイクルのベビー服等）
家賃・生活費	家賃：契約者は利用者。約2.5万円～約7万円の間で収入に応じて設定（さらに減免措置あり） 生活費：食費や光熱水費など日常生活費は原則利用者負担。 ※収入なく、支払いが困難な場合は県委託料で対応

### ② 入居者の概要

項目	内容
対象者	関係機関と協議し、自立支援計画において、ステップハウスの利用が適当と判断した者 （自立の意欲・能力が比較的高い方で、本人の希望を確認した上で決定）
期間	原則6か月（産後7～12か月を想定） ※産後6か月までの小さいのちのドアから移行
生活	・就労を前提とせず、まずは母子の生活に慣れてもらうことを目的とする。 ・就労していない場合は、児童手当・児童扶養手当や小さいのちのドア入所時等の貯蓄分等を利用
食事	原則自炊 ※必要に応じて、小さいのちのドアが家事援助や食事を届ける（見守りの一環）など行う。
地域	自治会の加入・参加が必須（清掃活動など）

### ③ 入居者への支援

項目	内容
見守り支援	小さいのちのドアの定期的（週1～2日）見守り、SNS常時相談、家事援助等の日常生活上の援助等
育児支援	育児相談、乳児健診等の同行、保育園の送迎援助等